



呉市社会福祉協議会
強化発展計画
(第4次活動基本計画)

令和8年度(2026年度)~令和12年度(2030年度)

ご近所からほほえみがえしが広がるまちづくり

 社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

はじめに

呉市社会福祉協議会（以下「呉市社協」という）は、昭和 42 年（1967 年）5 月の法人設立から半世紀に渡り、地域の皆さまや行政、各関係機関・団体の皆さまのご理解とご協力をいただきながら地域福祉活動に取り組んできました。

その間には、平成 17 年（2005 年）4 月に周辺 8 町の社会福祉協議会との合併を終え、平成 23 年（2011 年）10 月に新たな法人活動の強化発展を目指し、呉市社協の基本理念や活動方針を定めた呉市社会福祉協議会活動基本計画を策定しました。

そして、令和 3 年（2021 年）3 月には更なる強化発展のため、第 3 次呉市社会福祉協議会活動基本計画を策定し、各種地域福祉活動を推進してきたところです。その計画も今年度で計画期間が終了するため、この度、次の 5 年間で計画期間とする第 4 次呉市社会福祉協議会活動基本計画を、強化発展計画と名称を改め策定しました。

さて、私ども呉市社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として住民の主体的な参加を求めながら様々な事業に取り組み、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められております。

しかし、呉市においては人口減少や少子高齢化が進展しており、大企業の撤退による地域経済への影響に加え、空き家の増加や独居高齢者世帯の急増など、地域社会を支える基盤そのものが揺らぐ深刻な事態に直面しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の多様化により、地縁組織やボランティア活動の担い手不足が顕在化しています。対面機会の減少による「つながり」の希薄化は、孤独・孤立や制度の狭間にある複雑な福祉課題を見えにくくさせており、呉市社協には旧来の仕組みに捉われない柔軟で多角的な支援体制の構築が強く求められています。このような社会情勢ではありますが、本計画はこれからの呉市社協の進むべき方向を十分協議し、経営ビジョンや目標を明確に定めた「強化発展計画」として位置づけます。地域の皆さまから真に必要とされる法人を目指し、ICT^{※1}の活用や DX^{※2}の推進、多様な主体との連携を深め、誰もが支え合い笑顔で安心して暮らすことができる地域づくりを、社会の変化に臨機応変に対応しながら推進してまいります。

その推進を図るため、これからも地域の皆さまや行政、各関係機関・団体の皆さまのより一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

令和 8 年（2026 年）3 月

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
会 長 中 本 克 州

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画の期間	2
4 計画の評価及び進行管理	2
第2章 計画の目指す方向性	3
1 基本理念	3
2 職員の行動規範	3
3 基本方針（基本目標）	4
4 基本戦略・推進目標・推進計画	5
第3章 計画の推進方法と具体的施策	6
I 組織戦略	6
1 法人運営及び組織・人事体制の強化	6
2 次世代を担う職員の確保と育成	8
3 DXの推進	9
II 財政戦略	10
1 多様な財源の確保と安定的な財政基盤の構築	10
2 適正かつ効果的な予算の管理・執行	12
III 事業戦略	13
1 地域における参加と理解の促進	13
2 協働体制の構築と基盤の整備	14
3 多様な支援の展開と体制の充実	15
【索引】	17

参考資料

1 呉市社会福祉協議会の概要	20
(1) 法人概要	20
(2) 組織図	22
2 強化発展計画（第4次活動基本計画）策定委員会（総務部会）名簿	23
3 強化発展計画（第4次活動基本計画）策定プロジェクトチーム . .	24
4 活動基本計画及び関係法令等の変遷	26

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

呉市社協は、平成 17 年（2005 年）4 月に周辺 8 町社協との法人合併を終え、合併後の新たな法人活動の強化発展を目指し、平成 23 年（2011 年）10 月に「呉市社会福祉協議会活動基本計画」を策定しました。

第 1 次活動基本計画では、呉市社協の基本理念を『ご近所からほほえみがえしが広がるまちづくり』と定め、合併後の組織・財政・事業のあり方を再点検し、中期的にその歩むべき方向を示して、呉市社協職員が強い使命感と責任のもと、「住民主体」「住民参加」の理念を貫き、平素の業務に邁進できる職場づくりを目標として取り組んできました。

その後、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法や社会福祉法が改正され、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、平成 29 年（2017 年）3 月に第 2 次活動基本計画を策定し、これまで以上に誰もが暮らしの安心を実感できるよう、そして職員一人ひとりがやりがいと意欲をもって働くことができるよう取り組んできました。

第 3 次活動基本計画では、社会福祉法人制度改革や地域共生社会の実現に向けた制度改革、令和 2 年（2020 年）に成立した改正社会福祉法等を踏まえ、これまで呉市社協が取り組んできた経験と実績により、時代の変化に合わせ、今後の事業経営のビジョンや目標を明確にし、具体的な戦略により法人運営を進めていくための計画として取り組んでいました。

強化発展計画（第 4 次活動基本計画）では、「地域福祉活動計画」との役割分担（すみわけ）をより明確に意識し、呉市社協がこれまでの活動で培ってきた経験と実績を基盤としています。

改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務化され、呉市においても地域福祉のネットワーク構築や包括的な支援体制の整備が加速しています。呉市社協では、「社会福祉協議会基本要項 2025」「全社協福祉ビジョン 2025」との整合性を図りつつ、呉市の福祉施策と歩調を合わせて事業を展開します。

2 計画の役割

本計画は、「地域福祉活動計画」と密接に連携しつつも、呉市社協という組織の「法人運営」に特化した計画として位置付けています。それに伴い、今回名称も変更しました。時代の変化に即応した事業経営のビジョンや目標を提示し、具体的な経営戦略をもって持続可能な法人運営を推進していくための実行計画として策定しました。今後 5 年間を見据え、組織・財政・事業の各戦略を中期

的に捉え直し、誰もが共に支え合える地域共生社会の実現に向けて、計画的な法人運営を力強く推進してまいります。

3 計画の期間

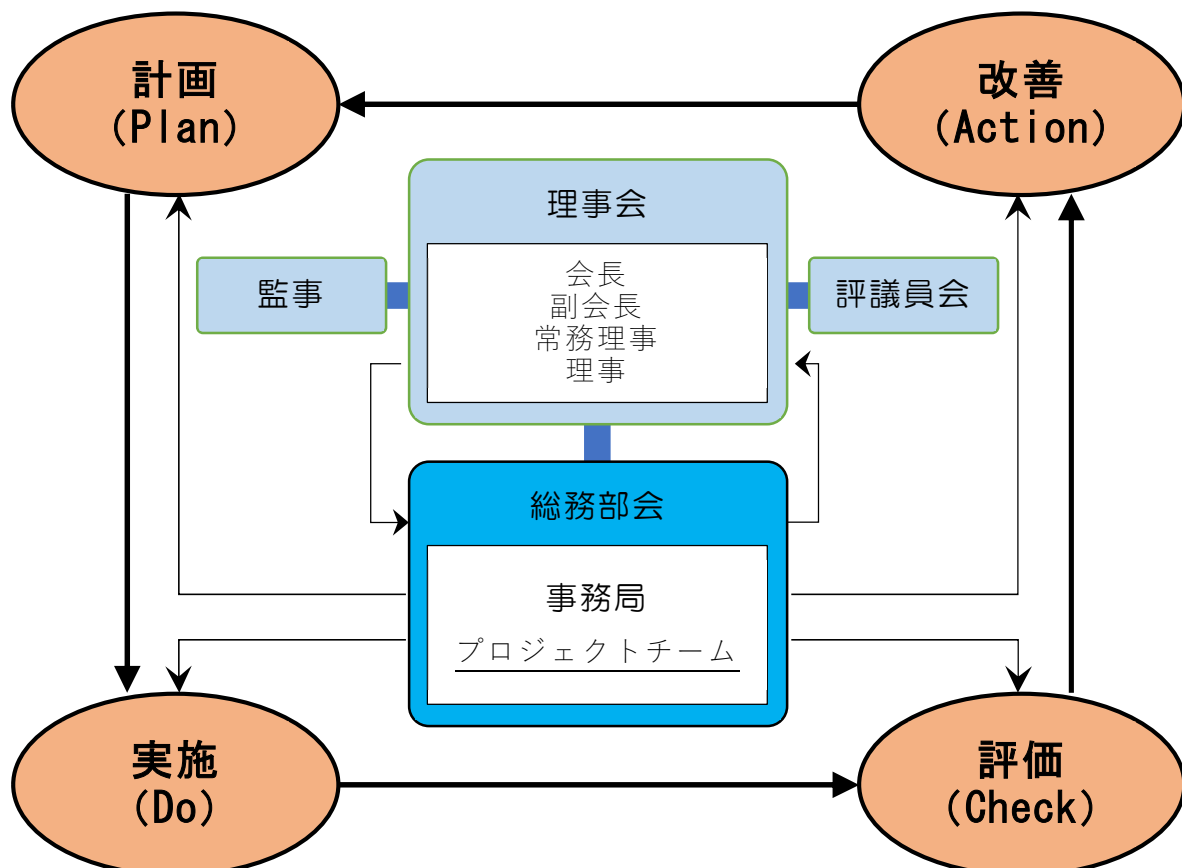
強化発展計画（第4次活動基本計画）の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

この期間において、年次的に定めた推進方法及び具体的な取り組みを実施していくことを基本としていますが、呉市社協を取り巻く状況の変化等により、事務事業評価を実施しながら必要に応じて見直しを行ってまいります。

4 計画の評価及び進行管理

計画の評価にあたっては、計画（Plan）の取り組みを着実に実施（Do）し、各事務事業を定期的かつ継続的に評価（Check）するとともに、具体策の改善（Action）を毎年度の事業計画に反映させ、PDCAサイクルにより推進してまいります。

また、計画の進行管理については、「総務部会」を計画推進機関として位置づけ、事務事業評価による具体策の改善（計画の見直し）等を理事会及び評議員会において当該年度の事業報告や次年度の事業計画をとおして報告し、法人全体で計画を推進してまいります。



第2章 計画の目指す方向性

1 基本理念

呉市社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられており、その地域福祉の推進を実現するために、地域住民及び関係機関・団体の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら笑顔で安心して暮らすことができる地域づくりの推進に努めます。

[基本理念]

「ご近所からほほえみがえしが広がるまちづくり」

～住民の幸せと利益を第一に考え

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる

まちづくりを推進します～

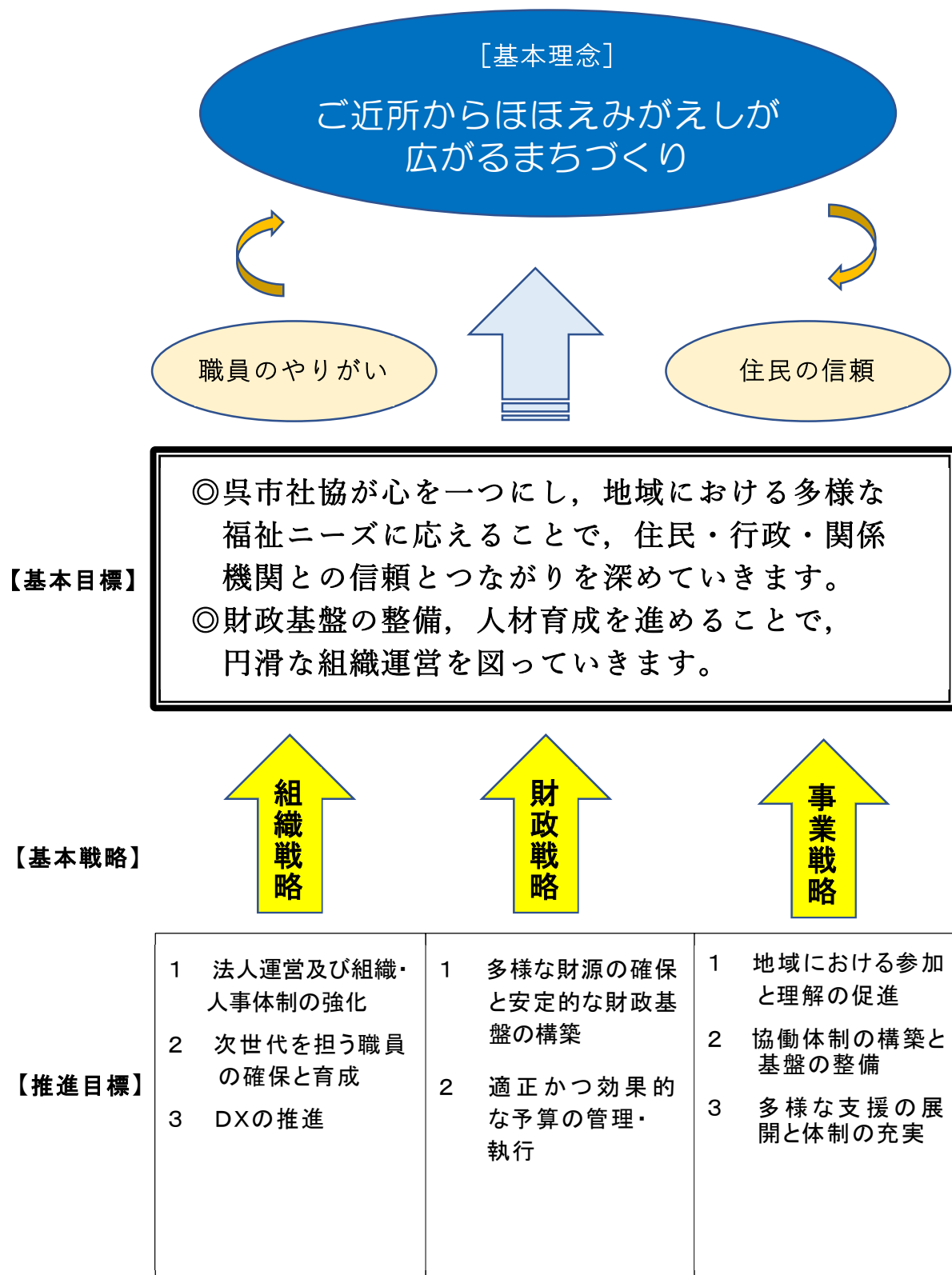
2 職員の行動規範

呉市社協の組織発展のために、職員一人ひとりが呉市社協の一員であることを強く自覚し、基本理念や価値観を共有していきます。

- (1) 住民の幸せと利益を第一に考えます
- (2) 法令遵守・説明責任の果たせる行動をします
- (3) すべての人と共に生活できる、住民参加と連携・協働できる社会を目指します
- (4) 自己研鑽・チームワーク・チャレンジ精神を全うします

3 基本方針（基本目標）

基本理念の実現に向けて、すべての職員が統一した行動規範のもと、強化発展計画（第4次活動基本計画）では次の基本目標を掲げ、各基本戦略によりそれぞれの担当業務を推進目標に沿って実行することによって、住民の幸せと、組織の発展、職員が働きがいのある職場づくりを目指します。



4 基本戦略・推進目標・推進計画

基本目標を具現化するため、「組織」「財政」「事業」の3つの基本戦略を掲げ、8つの推進目標に沿って、次の推進計画に取り組んでいきます。

基本戦略	
推進目標	推進計画
I 組織戦略 ～地域に信頼される法人運営を目指して～	
1 法人運営及び組織・人事体制の強化	(1) 法人運営と組織体制の整備 (2) 活動拠点の整備
2 次世代を担う職員の確保と育成	(1) 人材の確保と育成 (2) 働きやすい職場づくり
3 DXの推進	(1) デジタル技術を活用した基盤づくり
II 財政戦略 ～安定した事業経営を目指して～	
1 多様な財政の確保と安定的な財政基盤の構築	(1) 事業収入財源の確保 (2) 公費財源の確保 (3) 民間財源の確保
2 適正かつ効果的な予算の管理・執行	(1) 適正な予算編成と執行 (2) 健全で持続可能な事業経営
III 事業戦略 ～暮らしを支える福祉活動・サービスの創出と提供を目指して～	
1 地域における参加と理解の促進	(1) 地域で支え合う関係性を育むつながりの場の創出 (2) 地域で活躍できる人材育成
2 協働体制の構築と基盤の整備	(1) 関係機関同士の連携・協働 (2) 地域福祉の基盤づくり
3 多様な支援の展開と体制の充実	(1) 複雑・多様化するニーズに応じた支援の質と体制の向上 (2) 誰もが支援につながるよう、切れ目のない支援体制を整える

第3章 計画の推進方法と具体的施策

I 組織戦略 ～地域に信頼される法人運営を目指して～

1 法人運営及び組織・人事体制の強化

(1) 法人運営と組織体制の整備

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
[1] 組織管理体制の整備	①理事会・評議員会を円滑かつ適切に運営するための規程を整備し、また部会のあり方や再編の含みを検討するとともに、組織体制の活性化を図ります。 拡充	検討	→	実施	→	→
	②事務分担・決裁権限を見直し、事務処理等の簡素化・効率化を図りながら、ガバナンス ^{※3} を強化します。 拡充	検討	実施	→	→	→
	③関係法令の制定や改正等に迅速に対応しながら適切に諸規程を整備し、コンプライアンス ^{※4} （法令遵守）の徹底を図ります。 継続	調整 実施	→	→	→	→
	④呉市社協全体の担当業務の振り分け及び人員配置の見直し、各部署の指揮命令系統の整理を行い、各部署が横断的に連携できる体制を整備します。 新規	検討	→	実施	→	→
	⑤人材配置の最適化を図るため、事務業務の一部を外部委託し、軽減された業務量に応じて人員を人材不足部署へ再配置します。 新規	調整 実施	→	→	→	→
[2] 新たな人事管理制度の構築	①人事考課制度を見直し、評価に基づく昇進・降格の基準を新たに設定し明確化するとともに、キャリアパス ^{※5} 制度を見直し、管理職へのステップアップを体系的かつ厳密に整備します。 拡充	検討	→	実施	→	→
	②定期的に異動できるルールを整備することで、社協内の業務全般に対応できる人材の育成を図ります。また、総合職への内部登用の道筋を明確にするため、登用要件の見直しを進めます。 新規	検討	実施	→	→	→

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
③ 緊急時における危機管理体制の整備	①感染症対策を含め各種事業を継続するための「事業継続計画（BCP ^{※6} ）」を定期的に見直し，地震や風水害等の災害発生を想定した「災害時対応マニュアル」と統合し，災害等の有事に備えた危機管理体制を整備します。 <div style="text-align: right;">[拡充]</div>	調整 実施	→			
	②災害や緊急事態発生時に備え，市社協職員専用や住民向けにSNS ^{※7} やホームページを用いた迅速な情報発信体制を整備し，職員のみならず，地域住民との信頼関係を強化します。 <div style="text-align: right;">[新規]</div>	調整 実施	→			

(2) 活動拠点の整備

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 新たな拠点整備の検討	①新たな拠点整備の第一段階として，支所未設置の包括圏域における自治連内に，住民の関心を集めやすい公共施設（例：市民センターまたは呉市内の大学や小学校の空き教室等）をモデル拠点として選定し，段階的な整備をします。 <div style="text-align: right;">[新規]</div>	検討	→			実施
② 既存の支所・事業所の整備	①支所の機能強化，多世代が集まることができる場所を作る。特に子どもが集まりやすい場所づくりのため，Wi-Fi ^{※8} 等を整備し，住民，職員が使いやすくします。 <div style="text-align: right;">[新規]</div>	検討	→	実施	→	
	②法人組織体制の整備に伴い，支所および指定管理施設等を含む組織体制を見直します。支所については，業務内容を見直し，市社協事業の窓口機能を強化するため，人員配置の見直しを行います。 <div style="text-align: right;">[新規]</div>	検討	→	実施	→	

2 次世代を担う職員の確保と育成

(1) 人材の確保と育成

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 専門性をもった多様な人材の確保	①適切な人員構成バランスや職員定数の設定に基づく職員採用計画を策定し、職員紹介制度や大学連携による評価指標も活用しながら、各種専門資格をもった人材確保に取り組みます。 継続	検討	調整	実施	→	
	②外部研修及びeラーニング ^{※9} 等の活用により、職員の専門性やICT活用能力を向上させ、業務の質の向上と人材の定着を図ります。 新規	実施	→			

(2) 働きやすい職場づくり

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 働きやすい職場環境の整備	①表彰制度や職員満足度調査を導入し、日頃の貢献を可視化・評価することで、職員のモチベーション向上と定着率の向上を図ります。 変更	検討	実施	→		

3 DXの推進

(1) デジタル技術を活用した基盤づくり

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
① 分かりやすい情報の提供	<p>①紙媒体による広報紙を縮小し、ホームページへの全面移行を図ることで、情報発信の効率化と経費削減を実現します。削減した経費は広報活動の充実に充てます。あわせて「広報委員会」を新たに設置し、各部署から委員を選出します。定期的な会合を通じて、ホームページやSNSを活用した広報の強化を推進します。</p> <p style="text-align: right;">拡充</p>	実施	→			
② 情報共有による部門間連携の推進	<p>①各部門間での情報共有を推進するため、局内ネットワークやWeb会議システム等のICTの利用の推進・強化をするなどし、より強固な部門間連携を図ります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	実施	→			
	<p>②事務処理が円滑かつ的確に行われるよう、統一された事務引継書や事務処理マニュアル等を定期的に改正していき、事務処理の安定かつ継続的な遂行を図ります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	実施	→			
	<p>③事業担当による「縦割り^{※10}」の対応ではなく、各部署が連携して有機的につながりながら組織全体で対応できる局内連携体制の構築に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	実施	→			
	<p>④AI^{※11}の導入で、書類作成・情報共有・会議運営などの業務の効率化を図ることで、人的・時間的コストの削減や、各事業運営の「見える化」の推進による異動時の引き継ぎを円滑に行える体制を整備します。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	実施	→			

II 財政戦略 ～安定した事業経営を目指して～

1 多様な財源の確保と安定的な財政基盤の構築

(1) 事業収入財源の確保

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 施設・介護事業所の効率的な経営による収益性の向上	①経営意識を持ちながら、各事業所が抱える課題の解決策等を検討する経営分析会議を開催し、状況に応じた経営判断ができる体制を構築するとともに、収益の確保に努めます。 継続	実施	→			
	②介護事業における採算性の確保を図るため、各事業の経営計画を策定し、安定した事業経営に努めます。また、社協の役割を終えた事業所については再編または廃止を検討します。 拡充	検討	調査	実施	→	

(2) 公費財源の確保

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 補助・受託事業及び指定管理業務等の適正な経営と財源確保	①継続的かつ安定的に事業経営ができるように、事業実績や社協活動の貢献等の根拠をもとに行政に説明する中で、公費財源確保のための話し合いの機会をつくります。 継続	実施	→			

(3) 民間財源の確保

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 会員会費、共同募金配分金の使途の明確化と財源確保	①会員会費や共同募金配分金の使途を明確化し、住民に分かりやすく説明することで地域福祉への関心や社協事業への参加意識を醸成するとともに、財政的支援の促進を図ります。 継続	検討	→	実施	→	
	②SNSを活用して会費や募金の使途を積極的に発信することで、これまで接点のなかった層からの新たな財源確保につなげる仕組みを構築します。 新規	検討	実施	→		

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
② 一般寄附,指定寄附等の積極的な募集	①寄附金の使途や税控除制度について、ホームページやSNS等を活用して分かりやすく情報発信し、寄附の促進を図ります。あわせて、遺贈 ^{※12} に関する基本的な情報についても周知を行います。また、寄附者への謝意として各種ノベルティグッズの開発・活用を行い、寄付意欲の向上につなげます。 <div style="text-align: right;">変更</div>	実施	→			
	②大口寄附者や継続的な寄附者に対して感謝の意を表すため、「呉市社会福祉大会」における表彰を実施しやすくするよう,基準の見直しを含めた規程の改正を行います。 <div style="text-align: right;">変更</div>	検討	調査	実施	→	
③ 効率的な資産運用	①基金・積立金の目的や運用方法を明確にするための規程を制定し適正に運用するとともに、リスク対応も含め効率的な資産運用に取り組みます。 <div style="text-align: right;">継続</div>	実施	→			

2 適正かつ効果的な予算の管理・執行

(1) 適正な予算編成と執行

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
① 適切な事業評価と計画に基づく 予算編成	①事業の効果測定やコスト把握等の評価指標の設定を行い明確化し、計画的に事業を展開するとともに、計画に基づく予算編成及び執行が適切にできる体制を整備します。 継続	調査	検討	再調査 (一部) 調整	実施	→
② 会計に関する法令等に基づく 適切な会計処理	①社会福祉法人会計基準等の会計に関する法令等に基づき適正に計算書類を作成するとともに、チェック機能を充実させ内部牽制を図り、日常の経理事務を適切に行える体制を整備します。 継続	調整	実施	→		

(2) 健全で持続可能な事業経営

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
① 財源の効果的かつ効率的な活用	①財源を効果的かつ効率的に運用するため、各種団体への助成金を経営状況に応じて見直しを図れる仕組みづくりを検討する等、健全で持続可能な事業経営に取り組みます。 継続	検討	調整	実施	→	
	②事務用消耗品の購入・管理を特定部署に一元化することで、重複した商品の購入を抑制し、経費の削減を図ります。 新規	検討	調整 (一部) 実施	→	実施	→

Ⅲ 事業戦略 ～暮らしを支える福祉活動・サービスの創出と提供を目指して～

1 地域における参加と理解の促進

(1) 地域で支え合う関係性を育むつながりの場の創出

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 人と人がつながり、互いに助け合える地域の場づくり	①閉じこもりがちな高齢者に対する交流の場として、サロンを開催,他者との交流を深め,地域住民同士のつながりづくりを推進します。 継続	実施	→			
	②住民同士が気軽に声をかけあい,日常的な見守りや助け合いが生まれる関係づくりを進めます。 拡充	実施	→			

(2) 地域で活躍できる人材育成

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 共に生きる社会を築くための学びの機会の創出	①地域住民の福祉の場として、「ぼうさいダック」「歩一歩たいそう」の普及,並びに学生に対する福祉施設での体験学習(福祉教育・高校生施設体験学習)の充実を図ります。 継続	実施	→			
	②小中学校における福祉教育および地域・企業への出前講座を通じ,多様な立場への理解を深め,共に生きる社会を学ぶ機会を深めます。 拡充	実施	→			
② 支え合いの地域づくりを推進する人材養成	①将来の福祉の担い手の育成のため,体系的な研修及び実習受け入れ体制を整備し,実践的な学びの場を提供します。 新規	実施	→			
	②ボランティアセンター機能強化に向け,地域の担い手を育成するための多様な養成講座を実施します。 変更	実施	→			
	③地域福祉活動の推進力を高めるため,専従ボランティアコーディネーターを配置し,活動支援および連携体制を強化します。 新規	調整	実施	→		
	④現在活動している生活支援員を対象に研修を実施し,法人後見支援員を養成します。 継続	実施	→			
	⑤一般市民や第三者後見人(専門職),生活支援員,法人後見支援員を対象として,成年後見制度の理解を促進し,担い手の増加を図ります。 拡充	実施	→			

2 協働体制の構築と基盤の整備

(1) 関係機関同士の連携・協働

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 地域における多様な関係機関との協働体制の構築	①複合的課題に対応するため、地域住民や多機関と連携し、孤立防止を図ります。これらの取り組みにより、地域全体で支える文化を醸成し、安心して暮らせる持続的な支援基盤を構築します。 新規	実施	→			
② 組織内横断的な連携体制の整備	①組織の縦割りの垣根を超え、部署同士の連携体制の強化及び情報の共有を行い、柔軟な局内連携体制の構築に取り組みます。 拡充	調整	実施	→		
	②組織全体に協働の価値を共有し、部署間が自然に連携し合う協働文化を醸成します。 拡充	調整	実施	→		

(2) 地域福祉の基盤づくり

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
① 地域団体等との協働による取組の推進	①地区社会福祉協議会助成金の公平な運用と、地域ごとの課題と強みを踏まえた適切な支援により、地域活動の基盤を整えます。 拡充	実施	→			
	②理事・評議員の選出団体との機能強化により、地域を支える基盤づくりを推進します。 新規	実施	→			
② 地域課題を共有する住民の意見交換の場づくり	①地域住民が日常生活で感じている困りごとや地域課題を率直に話し合える場を設け、地域課題を共有し、課題解決に向けた地域活動の推進につなげます。 拡充	実施	→			

3 多様な支援の展開と体制の充実

(1) 複雑・多様化するニーズに応じた支援の質と体制の向上

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
① 利用者ニーズに即したサービスの質的改善	①行政や呉市社会福祉施設連絡協議会等との協働により、介護助手の役割を明確化し、多様な働き方を整備します。さらに、外国人介護職員の受け入れを模索し、言語支援や異文化理解を進めることで、持続可能な人材確保と多様な介護現場を実現します。 <div style="text-align: right;">拡充</div>	実施	→			
	②他部署との連携により地域ニーズを発掘し、介護保険制度では対応できない法定外サービス「ちょこっと」を充実させ、生活支援を補完します。また、住民の多様な課題に応える体制を強化し、地域全体で安心して暮らせる持続的な支援基盤を構築します。 <div style="text-align: right;">拡充</div>	実施	→			
② 支援の専門性と対応力の向上	①各事業所で作成している業務マニュアルを事業種類ごとに統一し、安全で個人に配慮したものへ改訂します。これによりサービスの標準化を進め、利用者が安心して支援を受けられる体制を整えます。さらに改訂マニュアルを活用した職員教育を充実させ、支援の質を高めるため、リエイブルメント ^{※13} ・自立支援の理念を浸透させることで、地域全体の福祉サービスの向上を図ります。 <div style="text-align: right;">拡充</div>	実施	→			
	②成年後見制度や福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用に関するガイドラインを関係機関と共に他の新たなサービスとの連携、業務内容の変更、利用状況の変化等に応じて改定し、業務の効率化を図ります。 <div style="text-align: right;">継続</div>	検討	実施	→		
	③生活支援員を対象とした研修を実施し、支援の質の更なる向上を図ります。 <div style="text-align: right;">継続</div>	実施	→			
	④生活支援員及び法人後見支援員の稼働率を向上させ、職員がより専門性の高い業務に従事できる環境を整備していきます。 <div style="text-align: right;">継続</div>	実施	→			

(2) 誰もが支援につながるよう、切れ目のない支援体制を整える

推進方法	具体的な取り組み	実施年度				
		R8	R9	R10	R11	R12
① 必要な支援が行き届く体制の整備	<p>①島しょ部における在宅支援については、人材不足や医療資源の限界等を踏まえ、人材育成やICT活用、多機関連携により生活支援サービスの充実を図るとともに、健康づくり（予防）及び島外介護サービス事業所との連携を進めます。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	検討	→	実施	→	→

【索引】

番号	名称	説明
※1	I C T	ICTは「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術のことをいいます。ITとほぼ同義ですが、ICTでは情報・知識の共有に焦点を当てており、「人と人」「人とモノ」の情報伝達といった「コミュニケーション」がより強調されています。
※2	D X	DXとは「Digital Transformation」の略で企業がAIなどのデジタル技術を使って、企業や組織がその業務やビジネスモデルを大きく変えることを指します。
※3	ガバナンス	ガバナンスとは、組織や社会が健全かつ透明に運営されるよう、意思決定・監督・責任分担の仕組みを整えることを指します。
※4	コンプライアンス	コンプライアンスとは、法律・規則・社会的倫理を守り、組織として適切に行動することを意味します。単に法令を遵守するだけでなく、企業理念や社会的期待に沿った判断を行い、不正や不祥事を未然に防ぐ仕組みづくりも含まれます。組織の信頼性を高め、持続的な成長を支える重要な概念です。
※5	キャリアパス	キャリアパスとは、個人が将来どのような職務やスキルを身につけ、どの段階を経て成長していくかを示す道筋のことです。
※6	B C P	BCPは「Business Continuity Plan」の略称で、事業継続計画のことをいいます。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。
※7	S N S	SNSは「Social Networking Service」の略称で、ソーシャル(社会的な)なネットワーク(繋がり)づくりのために使用できるオンライン上のサービスのことをいいます。具体的には、既に多くの人が利用しているFacebook(フェイスブック)を始め、X(エックス)やInstagram(インスタグラム)などがあります。
※8	Wi-Fi	Wi-Fiとは、電波を利用して機器同士を無線で接続し、インターネットやLAN通信を可能にする技術です。
※9	e ラーニング	eラーニングとは、インターネットを通じて学習教材を提供し、場所や時間を問わず学習できる教育形態のことです。動画講義、オンラインテスト、双方向の学習支援などを組み合わせ、学習者が自分のペースで学べる点が特徴です。企業研修や学校教育など幅広い分野で活用されています。
※10	縦割り	縦割りとは、組織内の部署や担当ごとに役割が細かく分かれ、相互の連携が不足しがちな状態を指します。

番号	名称	説明
※11	A I	A I（人工知能）は「Artificial Intelligence」の略式で、人間の知的な働きをコンピューターで再現しようとする技術や仕組みの総称です。データを学習して判断や予測を行う機械学習や深層学習が中心となり、画像認識・音声認識・文章生成など多様な分野で活用されています。人の作業を支援し、効率化や新たな価値創出に貢献する技術として発展しています。
※12	遺贈	遺贈とは、遺言によって自分の財産を特定の人や団体に無償で譲り渡すことを指します。相続人以外にも財産を渡せる点が特徴で、寄付や社会貢献の手段としても利用されます。遺言書に内容を明記することで、本人の意思を確実に反映させることができます。
※13	リエイブルメント	リエイブルメント型とは、利用者の「できること」を引き出し、生活の主体性や自立度を高めることを目的とした支援アプローチです。単に不足を補うのではなく、環境調整や能力の活用を通じて、本人が望む生活を実現できるよう促す点が特徴です。

—— 参 考 资 料 ——

1 呉市社会福祉協議会の概要

(1) 法人概要

① 法人名称

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

② 法人所在地

〒737-8517 広島県呉市中央5丁目12番21号 呉市福社会館内

③ 法的根拠

社会福祉法（抜粋）

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- …以下省略

社会福祉法人とは……

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される法人をいう。法人税上では公益法人等にあたる。社会福祉事業は、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類され、障害者や高齢者などを対象とした各種福祉施設や保育園、さらには病院や診療所などの医療機関の運営主体となる。また介護福祉士や保育士を養成する専修学校を運営している法人も存在し、同一法人内の福祉施設との連携を特徴としていることがある。

④ 沿革

昭和27年2月24日	組織発足
昭和42年3月31日	社会福祉法人設立認可
昭和42年5月26日	社会福祉法人設立登記
平成15年4月1日	呉市合併に伴い、下蒲刈町社会福祉協議会と法人合併
平成16年4月1日	呉市合併に伴い、川尻町社会福祉協議会と法人合併
平成17年4月1日	呉市合併に伴い、安浦・蒲刈・豊浜・豊・音戸・倉橋の6町社会福祉協議会と法人合併

⑤ 歴代会長

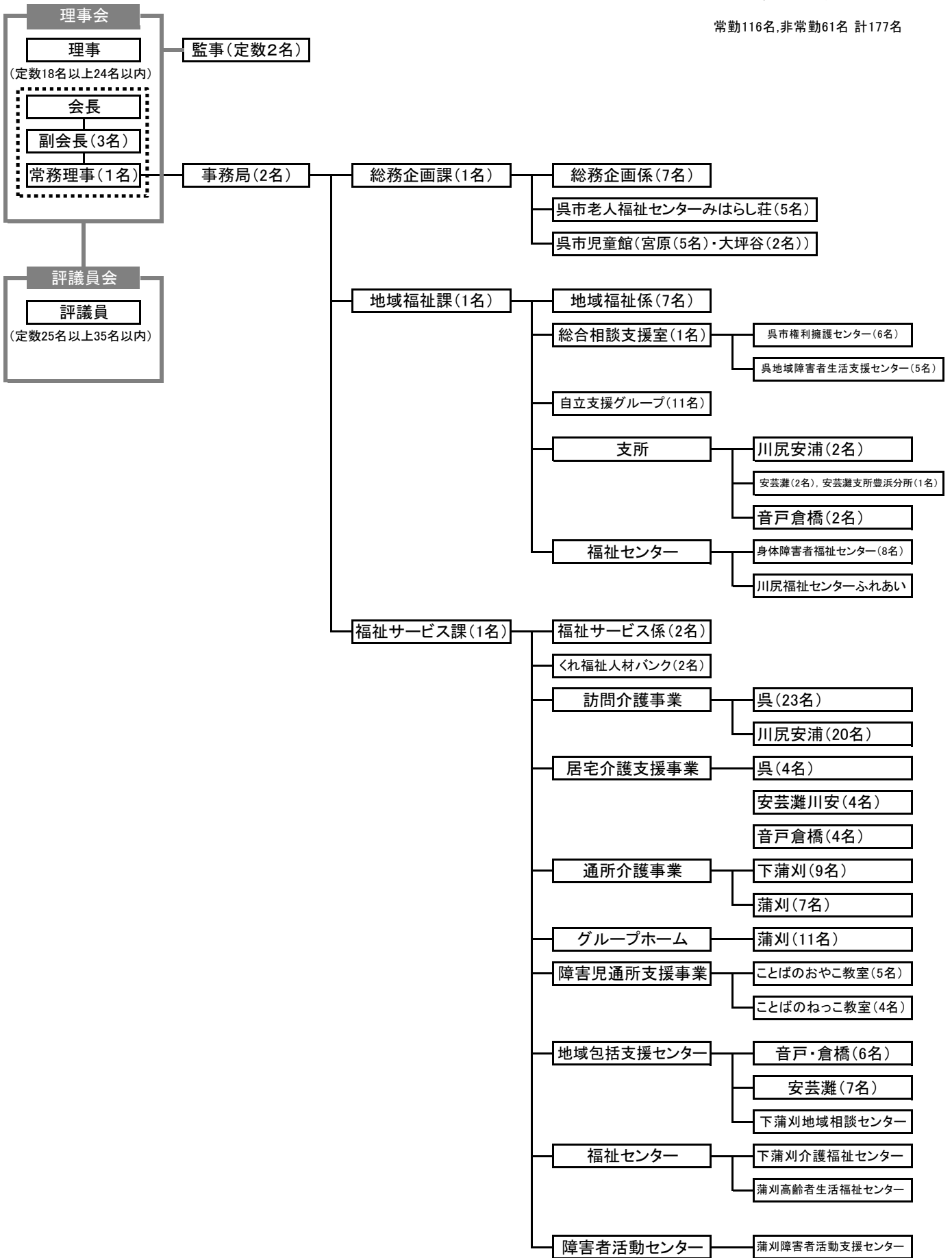
初代会長：	三宅清兵衛	(昭和27年2月24日～昭和29年2月24日)
2代会長：	野田 繁雄	(昭和29年2月25日～昭和39年4月12日)
3代会長：	高橋 満	(昭和39年4月13日～昭和46年6月14日)
4代会長：	神津 幸直	(昭和46年6月15日～昭和60年10月13日)
5代会長：	澤原 梧郎	(昭和60年11月6日～平成8年10月26日)
6代会長：	佐々木 有	(平成8年10月30日～平成21年3月31日)
7代会長：	貞國 信忠	(平成21年4月1日～平成30年3月31日)
8代会長：	中本 克州	(平成30年4月1日～現在)

⑥ 役員等の構成 (役員・評議員の選出元団体内訳)

令和8年2月27日現在 (単位：人)

選出元団体	理事			監事	評議員
	うち会長	うち副会長	うち常務理事		
自治会連合会	3		1	1	8
地区社協会長連絡会議	3				6
民生委員児童委員協議会	4		1		8
女性連合会・日本赤十字	1				3
福祉関係団体	4				5
行政	2		1		
学識経験者	2	1		1	
合計	19	1	3	2	30

令和8年2月27日現在
常勤116名,非常勤61名 計177名



2 強化発展計画（第4次活動基本計画）策定委員会（総務部会）名簿

（敬称略・順不同）

氏名	所属	役職
川 畑 勝 之	呉市自治会連合会会長	部会長
佐 藤 光 子	呉市女性連合会会長 呉市赤十字奉仕団委員長	副部会長
福 光 一 美	呉市民生委員児童委員協議会会長	
堀 江 敏 明	呉市福祉保健部長	
友 井 輝 道	呉市地区社協会長連絡会議会長	
川 中 克 幸	呉市身体障害者福祉協会会長	
勝 田 悦 一	呉市老人クラブ連合会会長	
新 田 英 樹	呉市社会福祉施設連絡協議会会長	
石 井 哲 朗	呉市医師会会長	
河 野 隆 司	呉市社会福祉協議会事務局長	

3 強化発展計画（第4次活動基本計画）策定プロジェクトチーム

(1) 策定プロジェクトチームメンバー

区分	氏名	所属・役職
リーダー	椋田 俊生	総務企画課 主幹（兼）総務企画係 係長
サブリーダー	竹口 健一	地域福祉課 地域福祉係 主査
メンバー	石原 民恵	地域福祉課 自立支援グループ 主査
	越智 美幸	地域福祉課 自立支援グループ 主査
	川口 大	総務企画課 総務企画係 主任
	藤岡 信行	福祉サービス課 福祉サービス係 主任
	岡村 桃子	地域福祉課 権利擁護センター 主事
オブザーバー	平林 造	地域福祉課 課長（兼）地域福祉係 係長
	花房 政宏	福祉サービス課 課長（兼）福祉サービス係 係長
事務局	千村 朋子	総務企画課 総務企画係 主事

(2) 策定プロジェクト会議の経緯

年月	主な取り組みの内容
令和7年1月～	策定プロジェクトチーム発足，呉市社協の現状と課題の整理
5月～	基本戦略、推進目標の検討
6月～	第1回オブザーバー中間報告，推進目標の検討
7月～	推進方法の検討
8月～	第2回オブザーバー中間報告，策定委員会（総務部会）骨子（案）承認
10月～	具体的取組について検討
12月～	第1回中間報告会（総合職）
令和8年1月～	評価指標について検討
2月～	策定委員会（総務部会）承認（予定）
3月～	理事会，評議員会承認（予定）

令和7年（2025年）1月から職員による策定プロジェクトチームを立ち上げ、呉市社会福祉協議会における現状と課題を整理し、総合職全員による報告会や意見交

換会をとおして、45回にわたる策定プロジェクト会議を開催して策定作業に取り組んできました。

本計画の実施にあたり、総合職をはじめ職員全員が一丸となって基本理念の実現を目指し、それぞれの担当業務を推進目標に沿って取り組み、定期的に評価をして振り返りながら具体的な改善策を次の計画に反映させ、呉市社会福祉協議会活動の強化発展に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

4 活動基本計画及び関係法令等の変遷

年度	関連する法令の制定等	計画等	
平成 17 年度		※ 1 市 8 町合併 第 1 次計画	
平成 18 年度	●改正介護保険法施行 ・介護予防の重視，施設給付の見直し，地域密着型サービスの創設 ●障害者自立支援法施行 ・障害の種類に関わらない一元的な福祉サービス利用の仕組みの構築 ●高齢者虐待防止法施行		
平成 23 年度			
平成 24 年度	●改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ●障害者虐待防止法施行		
平成 25 年度	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行		
平成 26 年度	●地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律施行		
平成 27 年度	●改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化 ●子ども・子育て支援法施行 ●生活困窮者自立支援法施行 ○誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 －新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－		
平成 28 年度	○ニッポン一億総活躍プラン ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ○「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）		第 2 次計画
平成 29 年度	●改正社会福祉法施行 （社会福祉法等の一部を改正する法律の改正） ・社会福祉法人制度の改革，福祉人材の確保の促進		
平成 30 年度	●改正社会福祉法施行 （地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正） ・「我が事・丸ごと」の地域づくり，包括的な支援体制の整備		
令和 3 年度	●改正社会福祉法施行 （地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の改正） ・市町村の包括的な支援体制の構築の支援，社会福祉連携推進法人制度の創設	第 3 次計画	
令和 4 年度	○呉市地域福祉計画（行政計画） 策定	第 4 次計画	
令和 5 年度	○呉市地域福祉活動計画（民間計画） 策定		
令和 8 年度			



マスコットキャラクター「クレリン」

「呉」という漢字と「社会福祉協議会」のマークを基本に、人と人の絆を育む地域づくりを推進していく社協の姿を表現しています。
名前の「クレリン」には、呉の町にあたたかい輪（リング）が広がっていくようにと願いが込められています。

【編集・発行】

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

〒737-8517 広島県呉市中央5丁目12番21号

呉市福社会館内

電話 0823-25-3509（代）

F A X 0823-69-2205

Eメール info@kureshakyō.jp

U R L <https://www.kureshakyō.jp>